

「手引き」に関する主な質問と回答について

	ご質問	回答
1	「量の見込み」の算出は、「手引き」に基づいて実施しなければならないのか。	「手引き」は、国が示した「調査票のイメージを使用した標準的な算出方法」であるため、各市町村において独自の算出方法を用いることも可能。ただし、その際も潜在的な利用ニーズについても考慮するなど、量の見込みの算出の基本的な考え方を踏まえたものとする必要がある。また、「極端に現実的ではない数字」の場合、その原因を分析の上、地方版子ども・子育て会議等の議論を経て補正することも可能。
2	他市町村からの広域利用についての「量の見込み」はどのように見込めばいいのか。	手引きによる「量の見込み」については、「自市町村に居住する子ども」について算出するものであり、一義的には他市町村からの流入分は計画への記載は不要。広域利用に係る「量の見込み」の記載については、算出された「(自市町村居住者の)量の見込み」について、自らの域内で「確保方策」を設定することが困難な自治体が、広域利用相手先となる市町村と調整を行い、両市町村間で調整が整ったものを確保方策に記載することとなる。
3	「手引き」は標準的な算出方法を示すものであり、自治体において独自の算出方法を用いることも可能とのことだが、P62以降の「<3>提供体制の確保の方策及び」における地域子ども・子育て支援事業計画の記載方法についても、自治体の判断で異なる取扱いをしてよいか。	計画の記載方法は独自の取扱いとしていただいても構わないが「量の見込み」「確保方策」については、各自治体の値について全国集計を行うことを予定していることにご留意いただきたい。
4	市町村計画においては、保育については平成29年度末まで、その他については平成31年度末までに量の見込みに対応する確保方策を整備することとなるが、計画上はどのように記載すればいいのか。	手引きにより算出される「量の見込み」については各年度当初のものとなるため、結果として、保育については平成29年度、その他について平成31年度までの欄において「量の見込み」に対応する「確保方策」が設定されるように記載することになる。
5	「手引き」の中で、48時間から64時間の間の下限時間で区切ってタイプ分けを行っているが、経過措置を利用して、下限時間を設定しない場合にはどのように算出すればいいか。	経過措置の適用により、保育下限時間を設定しない場合には、「パートタイム」を「120時間以上」「120時間未満」の2区分とし、「120時間未満」の区分について「量の見込みの手引き」における「120時間未満下限時間以上」と同様の方法によりCとC'、EとE'に区分することとなる。
6	経過措置の適用により保育認定の下限時間を設定しない場合、保育の量の見込みについては経過措置により保育認定を受けることが可能となる児童分についても見込むということによいか。	お見込みのとおり。
7	P9の子どもの年齢について、「調査又は抽出時点における年齢とする」とある。「地域行動計画策定の手引き」の「Ⅱ人口推計」では、「就学児を対象とした事業があることに鑑み、学齢基準日である4月1日時点での将来人口を推計することが望ましい」とされているが、今回の手引きでは「調査又は抽出時点における年齢」とされているのはなぜか。	「調査又は抽出時における年齢」が回答時点における年齢に最も近く、各年齢のニーズをより適切に把握できると考えているが、市町村の判断で4月1日時点での年齢とすることも可能。

	ご質問	回答
8	集計の年齢は、調査時点の満年齢と4/1年齢(学年齢)のどちらでも構わないのか。	「手引き」では年齢は調査時点を基準日としているが、4/1時点での年齢とすることも可能。
9	家族類型に分けて分析する方法が示されたが、人数が少ないところは1家庭あたりの比重が高くなってしまう。状況に応じ、市町村の判断で分析方法は変えてもいいのか。	「作業の手引き」は、「『調査表のイメージ』を活用した標準的な算出方法」を示したものであり、各市町村において独自の算出方法を用いることも可能。ただし、その場合も、保育等の潜在的な利用ニーズを踏まえたものとするなど、量の見込みの算出の基本的な考え方を取り入れたものとする必要がある。
10	ワークシートを区域ごと集計すると細かすぎるので、全市で集計してよいか。	量の見込みの算出に当たって複数の区域をまとめて推計した値を各区域に配分することも可能。ただし、複数の区域をまとめるに当たっては、例えば市街地と山間地ではニーズの傾向が異なることも考えられることから、地域の特性を踏まえて対応することが望ましい。
11	「手引き」のP25<ステップ6>①の2つ目の「・」の末尾の「下限時間」はどの部分を修飾しているのか	当該部分については「(略)『イ. パート・アルバイト等』」までの記述で完結しているため、末尾の「下限時間」についてはないものとして取り扱っていただきたい。
12	ニーズ調査を集計した結果得られた保育などの必要量と利用実態などを踏まえた現場感覚に乖離があるなどの場合、補正してよいか？	自治体において把握している教育・保育の現在の利用状況と、問15により得られた情報等が異なる場合に、両者に乖離が生じた原因を分析した上で、地方版子ども・子育て会議における議論を経て補正することは可能。
13	ワークシートは小数点以下が表示されているが、報告する際は、端数処理をして、整数で報告することになるか。	「量の見込み」の報告等に当たっては、得られた数値について小数第1位を四捨五入した値を報告いただくことを予想定している。
14	「手引き」により算出される教育・保育に係る目標事業量は、年度当初または年度末のどちらの時点のものなのか。	「手引き」では、例えば、保育の量の見込みの算出については、「0～5歳」(正味6学年)の推計児童数を基に算出することとしており(0～6歳ではない)、調査時点に関わらず年度当初の事業量が算出される。
15	「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概ねの案について」(平成25年8月6日付け事務連絡)の別紙4「調査票のイメージ」に基づき、調査票を設計し、調査を実施したが、必須項目として定められていなかった設問(就労日数及び時間)を用いて、見込み量を出すように手引きで示されている。どのように対処したらよいか。 外出時間及び帰宅時間は聞いているものの、実際の就労時間とは齟齬がでることが想定される。	問12(1)(2)については、量の見込みの手引きの検討の中で当初活用を想定していなかった設問を活用することとなったものであり、恐縮であるが、 ・「3. パートタイム就労」「4. 育休・介護休業中」の全体に対して、P12の【タイプCとタイプC'、タイプEとタイプE'】の区分方法(3～5歳)による区分方法を適用する ・問15等の類似した数字が得られる設問の回答に通勤時間等を加味した調整を行った値を活用することなどにより対応いただきたい。
16	幼稚園利用を希望する2号認定子どもでも、保育所に空きがないために諦めている子どもも存在する。その場合でも1号のニーズとしてカウントする理由如何。また、自治体の判断により、2号ニーズに含めることも可能なのか。	幼稚園の保育認定(2号)のニーズへの対応については、幼稚園が認定こども園に移行することにより利用ニーズに応えていくことが基本であるが、全ての幼稚園が移行することは現実的ではなく、また、移行希望があっても一定の検討・準備期間を要すること、共働き等家庭の子どもであっても幼稚園を利用することは今後も可能であること等に鑑み、保育認定(2号)のうち、幼児期の学校教育のニーズが強いと推定されるものについては、これに対応するものを教育標準時間認定(1号)の確保方策として記載することも可能としたもの。 なお、利用意向の算出に問15(現在の利用状況)を用いることにより、「保育所利用を希望している幼稚園利用者」に対応する量について過剰な見込みとなるという点については、「幼稚園利用を希望している保育所利用者」も同程度いると考えられることから、相殺されることを見込んでいます。

	ご質問	回答
17	幼稚園には、確認を受ける施設と受けない施設があるが、2号認定のうちの「幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの」の「量の見込み」に対応する「確保方策」について、も「確認を受ける幼稚園」と「確認を受けない幼稚園」に振り分けることとなるのか。	2号認定のうちの「幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの」のニーズを確認を受けない幼稚園で確保する場合には、「確認を受ける幼稚園」と「確認を受けない幼稚園」を分けて記載。なお、確保方策は必ずしもニーズ調査によるものではなく自治体が判断することとなる。
18	放課後児童クラブについて、「量の見込み」は低学年、高学年別に算出しているが、「確保方策」についても同様の取扱いとすべきか。	「量の見込み」については、小学校低学年と高学年では利用ニーズが異なることから「小学校1～3学年」「小学校4～6学年」の2区分で算出することとしているが、計画に定める際には「量の見込み」「確保方策」とも区分しなくて差し支えない。
19	幼稚園における一時預かりの確保策について、「確認を受ける幼稚園」と「確認を受けない幼稚園」で分けることとなるのか。また、「確認を受けない幼稚園」における預かり保育については、全て地域子ども・子育て支援事業である一時預かり事業となるのか。	幼稚園における預かり保育の全てが地域子ども・子育て支援事業となるものではない(私学助成のまま行うことも可。また、確認を受けない幼稚園が地域子ども・子育て支援事業の委託を受けることも可)。 したがって、幼稚園における一時預かりとして算出される「量の見込み」は、地域子ども・子育て支援事業(一時預かり事業)、私学助成の預かり保育、認定こども園化による給付のいずれかにより確保されることとなる。
21	「手引き」のP5の図表1において「子育て短期支援事業」「病児保育事業」「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)」の「対象児童年齢」欄に就学児が含まれているが、量の見込みの算定に当たって就学児を考慮しなければならないのか。	「Ⅱ. 量の見込みの具体的算出方法」における各事業の量の見込みの算出にあるとおり、主たる利用者である0～5歳に係る推計で足りることとしている。 (就学児を対象に調査を行っている等の場合に、市町村の判断で就学児に係る量の見込みを算出することを妨げるものではない。)
22	＜幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)＞のうちの「②2号認定による利用」の【利用意向日数】における「就労日数」は該当する者の平均値ということでよいか。	お見込みのとおり。
23	P53の＜幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)以外＞に関する「4. 量の見込み算出方法」の②において、『「家庭類型別児童数(人)」×『利用意向』から「問23(不定期事業の利用状況)における「5. ベビーシッター」「6. その他」の利用日数」を差し引くこととされているが、前者は抽出調査の結果から推計された量の見込みの値、後者は抽出調査の結果のままとなっており、スケールが合っていないため、単純に差し引くことは不適切ではないか。	ご指摘のとおりと考えられるため、当該部分について、「問23(不定期事業の利用状況)における「5. ベビーシッター」「6. その他」の利用日数÷調査客体抽出率」として取り扱っていただきたい。
24	「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(就学児のみ)」の量の見込みについては、「調査票のイメージ」において回答する利用意向日数が週単位となっているため、現行の算出方法では、就学児のみ週単位(他は年単位)で算出することになっているが、そのような取扱いでよいのか。	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の「量の見込み」は、「0～5歳(病児・緊急対応強化事業を除く)」「0～5歳(病児・緊急対応強化事業)」「就学児」の3区分の合計により求められるものであり、単位を合わせる必要があることから、就学児分についても年単位で算出することが必要であるため以下のように取り扱っていただきたい。 「②利用意向日数」の「平均日数」について、問26、27から得られる平均値に52(週)を乗じて得た値とする。

	ご質問	回答
25	利用者支援事業や地域子育て支援拠点事業のニーズについて、これらの事業だけでなく、市町村窓口や自治体単独事業によっても対応することをを計画している場合の確保方策の記載はどのようにするのか。	地域子ども・子育て支援事業に関しては、一つのニーズに対して複数の取組みの組み合わせにより対応することを予定している場合は、それぞれの取組みごとに確保方策を記載することになる。
26	「子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業（要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業）」については、量の見込み及び確保方策を設定する必要はあるのか。	不要。